

富田林市立錦郡小学校 いじめ防止基本方針【令和8年度版】

第1章 いじめ防止等のための対策に関する基本方針

1 基本理念

- ・いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。
- ・本基本方針は、児童の尊厳を保持する目的の下、学校・地域住民・家庭その他の関係者が連携し、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法第11条第1項の規定に基づき、本校がいじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するためのものである。
- ・本校では、「いじめは絶対許さない」「二度と同じ悲しみを繰り返さない」という確固たる信念を持って、校長のリーダーシップの下、総力を挙げて取り組む。
- ・学校及び教職員は、全ての児童が安心して学習やその他教育活動に取り組むことができるよう に、保護者や地域、関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、迅速かつ適切に事案に対処し、早期解決及び再発防止に努める。
- ・本校では、「自分も人も大切にする」ことを教育目標としており、人権尊重・生命尊重の理念を常に教育活動の基礎において取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに本校の『いじめ防止基本方針』を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットやSNS等を通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※留意点

- (1) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つこと。
この際、いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。
- (2) いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認していく。ただしこのことは、いじめられた児童の主観を確認する際に、（行為の起ったときのいじめられた児童）本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。
なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。
- (3) 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾や

スポーツクラブ、当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係をさす。

- (4) 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても見えないとこころで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、いじめられた児童の感じる被害性に着目して見極めていく。
- (5) なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童がいたが、当該児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応をとる。
- (6) 加えて、いじめられた児童の立場に立っていじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った児童に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する。
- (7) 具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。
- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - 仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - 軽くぶつかれたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
 - ひどくぶつかれたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - 金品をたかられる。
 - 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - パソコンやタブレット、携帯電話やスマホ等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等々。
- ・これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれると考える。
 - ・これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとる。

3 いじめの禁止

いじめは、相手の人間性とその尊厳を踏みにじる「人権侵害行為」であり、誰もが、いじめを行ってはならない。

4 いじめ防止のための組織

(1) いじめ防止対策委員会

- ・学校いじめ防止基本方針の策定
- ・いじめの対応
- ・年間計画の企画と実施、進捗のチェック
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し
- ・いじめの未然防止
- ・教職員の資質向上のための校内研修
- ・各取組の有効性の検証
- ・不登校傾向者に係る情報交換

(2) 構成員

校長、教頭、首席、教務主任、生活指導部長、支援教育コーディネーター、養護教諭、人権教育推進委員、各学年代表、支援学級代表、（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー）

5 年間計画

富田林市立錦郡小学校 いじめ防止年間計画				
月	低学年	中学年	高学年	学校全体
4	集団づくり（学級開き） 道徳「仲間の大切さ」 集団作り (校外学習に向け)	集団づくり（学級開き） 道徳「仲間の大切さ」 集団作り (校外学習に向け)	集団づくり（学級開き） 道徳「仲間の大切さ」 集団作り (修学旅行に向け)	
5	集団づくり (錦郡まつりに向け) 道徳「友情・信頼」 ☆きょうだい学級 自信・安心アンケート 児童カウンセリング	集団づくり (錦郡まつりに向け) 道徳「友情・信頼」 ☆きょうだい学級 支援学級交流会 自信・安心アンケート 児童カウンセリング	集団づくり (錦郡まつりに向け) 道徳「友情・信頼」 ☆きょうだい学級 自信・安心アンケート 児童カウンセリング 集団作り (修学旅行に向け)	<拡大生指交流会> ☆きょうだい学級 (異学年交流) ※ピア・サポート 6年⇒1年 5年⇒2年 4年⇒3年
6	☆きょうだい学級 道徳「思いやり・親切」	☆きょうだい学級 道徳「思いやり・親切」	☆きょうだい学級 道徳「思いやり・親切」	
7	☆きょうだい学級 道徳「命の大切さ」 保護者対象懇談	☆きょうだい学級 道徳「命の大切さ」 保護者対象懇談	☆きょうだい学級 道徳「命の大切さ」 保護者対象懇談	第1回いじめ防止対策委員会 (年間計画の確認、問題行動調査結果を共有)
8				
9	☆きょうだい学級 道徳「自立」	☆きょうだい学級 道徳「自立」	☆きょうだい学級 道徳「自立」 集団づくり (臨海学舎に向け)	
10	☆きょうだい学級 集団づくり (運動会に向け) 道徳「勇気」 支援学級交流会 自信・安心アンケート 児童カウンセリング	☆きょうだい学級 集団づくり (運動会、連合音楽会に向け) 道徳「勇気」 自信・安心アンケート 児童カウンセリング	☆きょうだい学級 集団づくり (運動会に向け) 道徳「勇気」 自信・安心アンケート 児童カウンセリング	第2回 いじめ防止対策委員会及び生徒指導事例研修
11	☆きょうだい学級 集団づくり 道徳「尊敬・感謝」 保護者対象懇談	☆きょうだい学級 集団づくり 道徳「尊敬・感謝」 保護者対象懇談	☆きょうだい学級 集団づくり 道徳「尊敬・感謝」 保護者対象懇談	
12	☆きょうだい学級 道徳「夢・希望」	☆きょうだい学級 道徳「夢・希望」	☆きょうだい学級 道徳「夢・希望」	
1	☆きょうだい学級 道徳「公徳心」	☆きょうだい学級 道徳「公徳心」	☆きょうだい学級 道徳「公徳心」	
2	☆きょうだい学級 道徳「命の大切さ」 学校アンケート (児童・保護者対象) 自信・安心アンケート 児童カウンセリング	☆きょうだい学級 道徳「命の大切さ」 学校アンケート (児童・保護者対象) 自信・安心アンケート 児童カウンセリング	☆きょうだい学級 道徳「命の大切さ」 学校アンケート (児童・保護者対象) 自信・安心アンケート 児童カウンセリング	
3	新入生お迎え式 集団づくり (次年度に向け)	道徳「命の大切さ」 集団づくり (次年度に向け)	道徳「夢・希望」 集団づくり (卒業式に向け)	第3回 いじめ防止対策委員会（年間の取り組みの検証）<拡大校内委員会>（来年度への引き継ぎ事項確認）

6 取組状況の把握と検証（P D C A）

いじめ対策委員会は、各学期終わりに年3回検討会議を開催し、取り組みが計画どおり進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

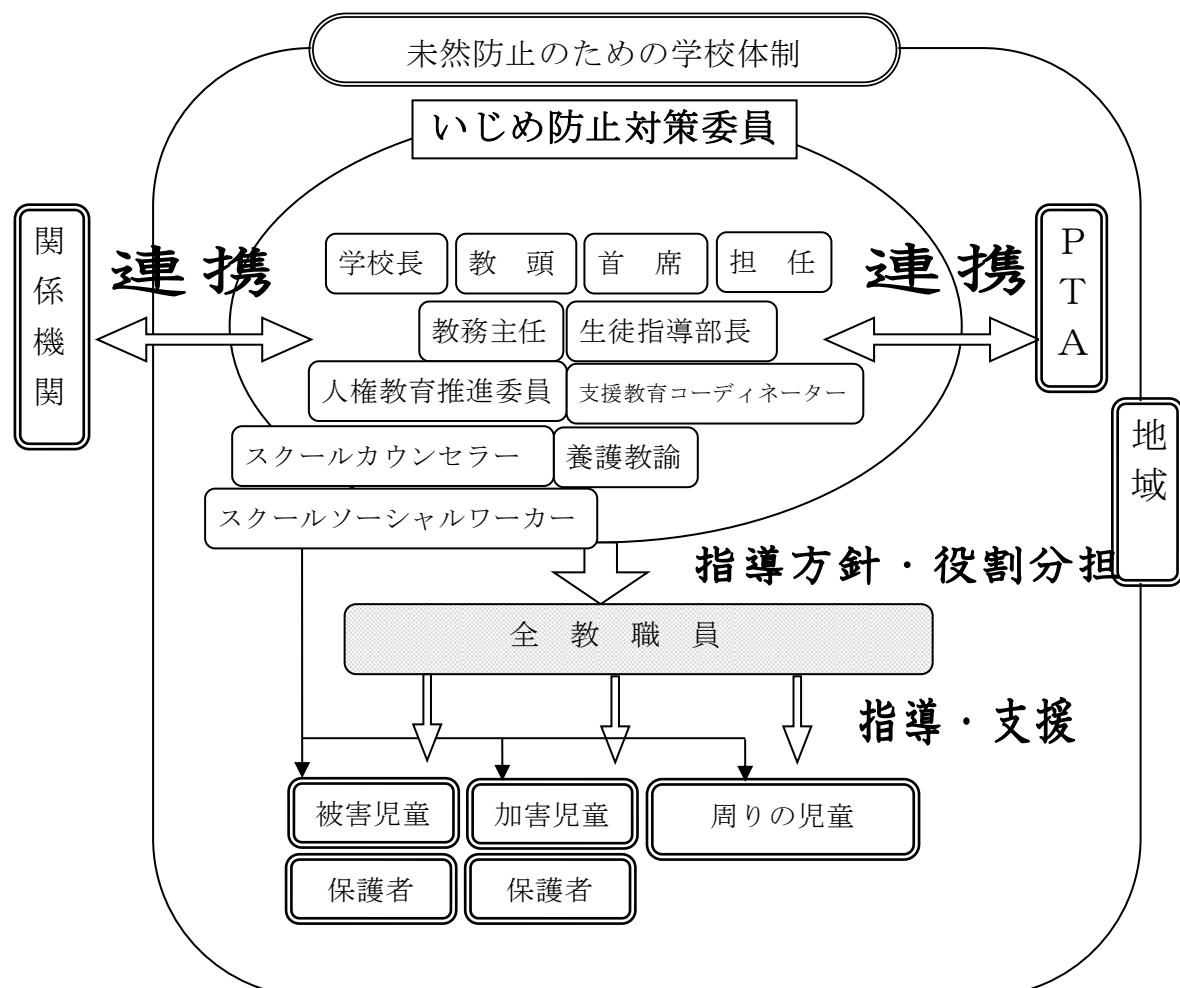
また、毎月校内委員会を開催し、取り組み状況の確認と未然防止のための話し合いを全体と低・中・高学年部会に分かれて行っている。

第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

(1) いじめの未然防止に、全ての教職員で取り組む

- ・いじめは「どの児童にも起こりうる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる」という事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員で取り組む。
- ・温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生徒指導等について、尋ねたり相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気が大切であると考える。そのためには、校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに、児童たちと向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進する。
- ・本校の組織体制は、下図に示す通りである。



(2) 集団づくり、仲間づくりをすすめる

- ・未然防止の基本として、児童が周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行う。
- ・児童に集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土を児童自らが作り出していくように取り組む。
- ・主体的に考え方行動する力を育むため、児童への指導について日ごろから子ども主体の授業であり学校であるよう取り組む。

(3) 未然予防の取り組みの成果について、P D C Aサイクルに基づく取組を継続する

- ・未然防止の取組が、着実に成果を上げているかどうかについて、日常的に児童の行動の様子を把握したり、定期的なアンケート調査や児童の欠席日数などで検証したりして、どのような改善を行うのか、どのような新たな取組を行うかを定期的に検討し、体系的・計画的に P D C A サイクルに基づく取組を継続していく。

2 いじめの防止のための措置

(1) いじめについての共通理解を図る

- ・いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図っていく。
- ・また、児童に対しても、全校集会や学級活動（ホームルーム活動）などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していく。

(2) 児童が、いじめに向かわない態度・能力の育成

- ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育、集団づくり、学級での学期ごとの取り組みなどの充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- ・特に本校では、集団づくり（学級経営）に重点を置き、よりよい人間関係の構築に取り組んでいく。学級経営では、児童自身が学級や学校生活、人間関係をより良いものにするために、皆で話し合い、皆で決めて協力して実践することを通じて、友だちのよいところに気づき、良好な人間関係を築き、学級の雰囲気がよくなることを実感することが大切である。学級での自発的・自動的な活動を通して、学級経営の充実を図ることで、互いを尊重し合う温かい風土が醸成され、よさや可能性を發揮し合えるような学級集団となることが、個々の児童が自己有用感や自己肯定感などを獲得することにつながる。
- ・また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し解決していく力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。
- ・取り組み例
①「学期ごとの学年での取り組み」：リレーや音楽劇など、学期ごとに児童たちが目標を持つ

て活動を行うことで、達成感を味わい互いを認め尊重し合い、自己有用感や自己肯定感などの獲得をめざす取り組み

②「ピア（仲間）・サポート」：異学年等の交流を通じ、「お世話される体験」と成長したあとに「お世話する体験」の両方を経験し、自己有用感や自ら進んで他者とかかわろうとする意欲などを培う取り組み

（3）いじめが生まれる背景と指導上の注意

- ・いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人ひとりを大切にした分かりやすい授業づくりを進めていく。学級や学年、部活動等の人間関係を把握して一人ひとりが活躍できる集団づくりを進める。
- ・また、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育んでいく。
- ・なお、教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている児童や、周りで見ていたり、はやし立てたりしている児童を容認するものにほかならず、いじめられている児童を孤立させ、いじめを深刻化する。また、障がい（発達障がいを含む）について適切に理解した上で、児童に対する指導にあたる。

（4）児童に自己有用感や自己肯定感を育む

- ・ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての児童が認められている満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感が高められるよう努める。
- ・その際、当該学校の教職員はもとより、家庭や地域の人々などにも協力を求めていくことで、幅広い大人から認められているという思いが得られるよう工夫する。
- ・また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。
- ・なお、社会性や自己有用感・自己肯定感などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、異学校種や同学校種間で適切に連携して取り組むようにする。
- ・幅広く長く多様なまなざしで児童を見守ることができるだけでなく、児童自らも長い見通しの中で自己の成長発達を感じ取り、自らを高めることができるように支援していく。

（5）児童自らがいじめについて学び、取り組む

- ・児童自らがいじめの問題について学び、そうした問題を児童自身が主体的に考え、児童自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進する。
- ・「いじめられる側にも問題がある」「大人に言いつける（チクる）ことは卑怯である」「いじめを見ているだけなら問題はない」などの考え方は誤りであることを学ぶ。あるいは、ささいな

嫌がらせや意地悪であっても、しつこく繰り返したり、みんなで行ったりすることは、深刻な精神的危険になることなどを学んでいく。

- ・なお、児童会がいじめの防止に取り組む事は推奨されることであるが、熱心さのあまり教職員主導で児童が「やらされている」だけの活動に陥ったり、一部の役員等だけが行う活動に陥ったりする例もあるので、十分に留意する。
- ・教職員は、全ての児童がその意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうかをチェックするとともに、教職員は陰で支える役割に徹するよう心がける。

第3章 早期発見

1 基本的考え方（子どものささいな変化を見逃さない取り組みの継続）

- ・いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。
- ・たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員での的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- ・日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有していく。
- ・なお、指導に困難を抱える学級や学校では、暴力を伴わないいじめの発見や早期対応が一層難しくなる点に注意する。また、例えば暴力をふるう児童のグループ内で行われるいじめ等、特定の児童のグループ内で行われるいじめについては、被害者からの訴えがなかったり、周りの児童も教職員も見逃しやすかったりするので注意深く対応する。

2 いじめの早期発見のための措置

（1）アンケート、教育相談等の実施

- ・定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、児童が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。また、家庭と連携して児童を見守り、健やかな成長を支援する。
- ・児童及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備するとともに、児童や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検し、保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知する。
- ・なお、教育相談等で得た児童の個人情報については、対外的な取扱いの方針を明確にし、適切に扱っていく。
- ・定期的なアンケートや教育相談以外にも、いじめの早期発見の手立てとして、休み時間や放課後の雑談の中などで児童の様子に目を配ったり、教職員と児童の間で日常行われている日記等を活用して交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用していく。
※気になる児童に関しては、週3日以上欠席した児童の報告と併せて、生活指導部・いじめ対策委員会に報告する。
- ・なお、これらにより集まつたいじめに関する情報についても、学校の教職員全体で共有して組織的な対応を行う。具体には、下記のように取り組む。

①いじめの定期的調査

- ・自信・安心アンケート調査（児童対象）・・・年3回（5月、10月、2月）
- ・保護者対象懇談及びアンケート調査・・・年3回（7月、11月、2月）
- ・児童対象カウンセリング・・・・・・・・年3回（5月、10月、2月）

②いじめ相談体制

- ・いじめ相談窓口の設置
- ・いじめ等悩み相談箱の設置
- ・スクールカウンセラーの活用

※留意点

- ①アンケートは、安心していじめを訴えられるよう、教職員と児童生徒との信頼関係を築いておくことが大切である。書いてよかったですと児童が実感できるものでなければならない。アンケートに記載されたことについて迅速に対応する。
- ②個別にカウンセリングを実施し、アンケートに記載されていないことについても丁寧に聞き取り、メモを残し、継続的組織的に対応できるよう校内全体で共有し、いじめの芽がないかチェックする。
- ③学期ごとなどの節目で児童生徒の生活や人間関係の状況を把握できるよう、年度当初に適切に計画を立て実施するとともに、全児童との面談等に役立てる必要がある。ただし、アンケートはあくまで手法の一つであり、教員と児童の信頼関係の上で初めてアンケートを通じたいじめの訴えや発見がありうること、アンケートを実施した後に起きたいじめについては把握できないことなどに留意する。
- ④児童に対して多忙さやイライラした態度を見せ続けることは避ける。児童の相談に対し、「大したことではない」「それはいじめではない」などと悩みを過小評価したり、相談を受けたにもかかわらず真摯に対応しなかったりすることは絶対にあってはならない。

第4章 いじめに対する措置

1 基本的な考え方（早期対応、早期解決、組織的対応）

いじめにあった児童のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。いじめた児童が深刻な問題を有している場合が多く、相手の痛みを感じるなど、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。

よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると言える。

そのような事象に関わった児童どうしが、豊かな人間関係を再構築する営みを通じて、事象の教訓化を行い、教育課題へと高めることが大切である。

- ・発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みず、速やかに組織的に対応する。
- ・被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。
- ・その際、謝罪や責任を形式的に問うことには主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係

機関・専門機関と連携し対応にあたる。

※具体的な児童や保護者への対応については、「4つのレベルに応じたいじめ事象への対応チャート」（図A）を参考にして、外部機関とも連携する。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つ。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校における「いじめの防止等の対策のための組織」に直ちに情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに被害・加害児童の保護者に連絡する。
- 学校が、いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるとき、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、ためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。
- なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。（別紙：重大事案への対応フローを参照する）

3 いじめられた児童又はその保護者への支援について

- いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている児童にも責任があるという考え方はあるはず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。
- また、児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。
- 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下当該児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。
- あわせて、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童を別室において指導することとしたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童が安心して教育を受けられる環境の確保を図る。
- 状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者、警察官経験者など外部専門家の協力を得る。
- いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

4 いじめた児童への指導又はその保護者への助言について

- ・いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- ・また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ・いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。
- ・いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に児童に対して懲戒を加えることも検討していく。
- ・ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せ一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

※留意点

- ・懲戒とは、学校教育法施行規則に定める訓告のほか、児童に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常、懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為として、注意、叱責、居残り、別室指導、起立、宿題、清掃、学校当番の割当て、文書指導などがある。

5 いじめが起きた集団への働きかけも重要

- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・また、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようとする。
- ・いじめの解決とは、加害児童による被害児童に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害児童と加害児童を始めとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。全ての児童が、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。

6 ネット上のいじめへの対応について（情報モラルの育成）

- ・ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、発覚した場合直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっているので、プロバイダに対して速や

かに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。

- ・なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく発見しにくいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく。特に、個人情報保護の観点からも、画像や動画などを安易にアップロードすることの危険性や、時には訴訟や賠償問題にもつながっていくということも周知していく。
- ・SNS関係のトラブルについては、年々低年齢化多様化していくため、研修等で職員自身の知識をアップデートさせるとともに、児童への指導に生かしていく。

《図A》

4つのレベルに応じた いじめ事象への対応チャート

ね ら い

◆児童のいじめに関する事案の発生時に学校として必要な対応について、レベルI～IVの4段階に分類した。レベルごとに分けて対処する意義は以下の4点であり、それは加害者・被害者の保護、および教員の保護にもつながるものである。

- ①加害者の加害行為を早期に指摘し、本人の自覚を促し保護者の協力を要請する。
- ②いじめ等による被害者の被害の拡大を未然に防ぐ。
- ③教員が適切な指導を行えない状態を避ける。
- ④状況によっては、対応の主体を学校から教育委員会、外部機関へ移行し、責任の所在を明確にしつつ問題の改善を図る。

◆いじめの重篤度に応じた学校の対応について、あらかじめ児童・保護者等にチャートやレベルの例を示し、理解・協力を求めることが重要である。

レベルI	レベルII	レベルIII	レベルIV
1人でいる時間が多い、仲の良い友だちと遊ばなくなった等、人間関係に関わることで気になる児童。あるいは遅刻・欠席が増えた、授業態度がわるいなど、学校生活に関わることで気になる児童	言葉によるからかい、攻撃的な言動（荒っぽい言葉づかい、乱暴な振る舞い等）が気になる児童、またそのターゲットになりやすい児童等がいる場合 ※同様の行為を3回繰り返す場合、レベルIIIの対応を行うこととする。	仲間はずれ、無視、悪口・陰口、避ける等、いじめの態様に該当する事象でレベルIVに至らないもの	いじめの態様の中の叩く・蹴るなどの暴力行為、金品をたかるなどの恐喝行為などにあたるもの ※いじめは加害者と被害者の関係性、頻度、周囲への影響等の要素を総合的に見て判断する。
毎週、市教委に提出する欠席児童調査の際に、上記に該当する児童がいれば併せて報告をする。いじめ対策委員会に報告し、担任が把握し、状況に応じて担任が当該児童に対してカウンセリング等を行うレベル 担任・学年教員で状況を把握し対応する。必要であれば、保護者にも報告する。	管理職に報告し、担任・学年教員が指導し、同じことが繰り返されないよう指導を行うレベル 担任・学年教員で対応し、解決を図る。状況によっては、管理職も指導に当たる。 必要であれば、保護者にも報告する。	校内いじめ防止対策委員会の開催 『レベルを協議し、対応の検討と役割分担を行う』 メンバー：管理職・生徒指導部長・担任・学年教員・ 養護教諭・特別支援教育コーディネーター ※必要に応じ、校長の判断で、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを加えることが可。 ☆役割分担（児童からの聴取・聴取後の対応、保護者対応等） ☆状況の把握・・・事実を時系列で整理【記録】 ☆対応方針の確認	管理職・生徒指導部を含めた学校全体で共通理解を図り、指導・改善を行うレベル ※ただし、改善がみられない場合は教育委員会と連携し、対応する。（訓告等） 担任・学年教員とともに管理職・生徒指導担当が指導し、同じことが繰り返されないよう保護者を交えて指導する。

※いじめ防止対策委員会での内容や事案に応じての対応については、職員会議において報告し周知徹底させる。

第5章 その他の留意事項

1 組織的な指導体制

- ・いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立することが重要であり、一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、学校における「いじめの防止等の対策のための組織」で情報を共有し、組織的に対応することが必要であり、いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう、平素からこれらの対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図る。
- ・いじめの問題等に関する指導記録を保存し、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。
- ・また、必要に応じて心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応することにより、より実効的ないじめの問題の解決にあたる。

2 校内研修の充実

- ・全ての教職員の共通認識を図るため、少なくとも年に一回以上、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。教職員の異動等によって、教職員間の共通認識が形骸化してしまわぬいためにも、年間計画に位置づけた校内研修を実施する。

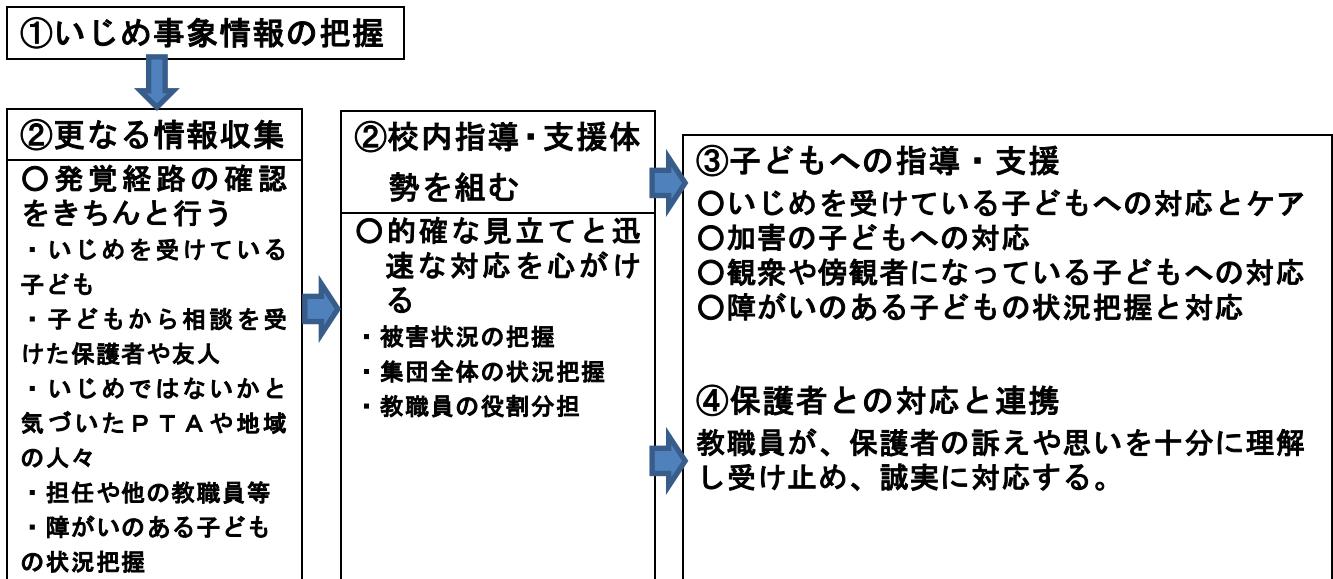
3 学校評価と教員評価

- ・学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえて行う。この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、学校は評価結果を踏まえてその改善に取り組む。
- ・教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず迅速かつ適切な対応、組織的な取組等が評価されるよう留意する。

4 地域や家庭との連携について

- ・学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。例えば、学校、PTA、地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設けたり、学校運営協議会を活用したりするなど、地域と連携した対策を推進する。
- ・より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

◎いじめ発見時の対応フロー（重大事態発生時「重大事態対応フロー」参照）



◎重大事案への対応フロー

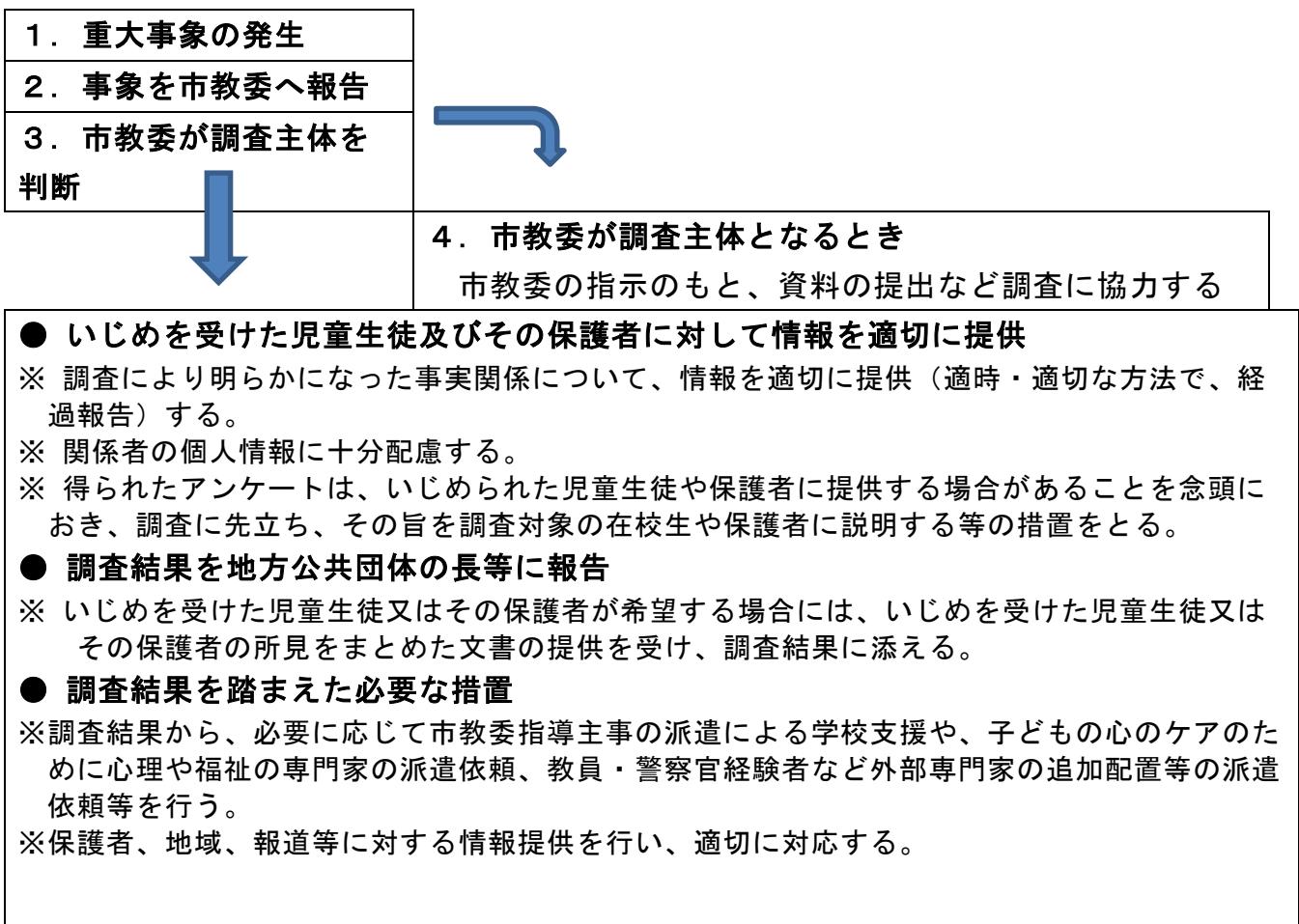
0. 重大事象とは

児童生徒や保護者からいじめにより下記のような事態に至ったという申立てがあった

①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき（例：自殺を図った場合）

②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき

※（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合）



4. 学校が調査主体となるとき （市教委の指導・助言のもと、以下の対応に当たる）

● **設置者の下に、重大事態の調査組織を設置**

※ 組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

※ 公立学校について、設置者が調査主体となる場合、市教委に設置される附属機関を、調査を行うための組織とする。

● **調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施**

※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢で臨む。

※別紙参考資料【問題行動への対応チャート】